

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。
(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。
(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賞金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
第1表 歳入歳出予算
(単位 千円)



目次

○公告
平成二十七年山口県予算の要領の公表（財政課）……………一六
平成二十六年山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一六

(一〇三) 平成二十七年山口県予算の要領の公表

平成二十七年二月山口県議会議定例会で議決された平成二十七年山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 林 隆 昭

平成27年度山口県一般会計予算

平成27年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ706,603,751千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による（地方債）

款	税	歳入	金額
1	県	民	177,707,538
1	事	業	53,927,656
2	地	方	30,669,848
3	不	動	56,116,000
4	県	た	2,261,533
5	た	ば	1,570,000
6	場	利	531,000
7	車	取	1,148,000
8	軽	油	13,561,350
9	自	動	17,695,151
10	自	動	8,000
16	狩	猟	21,000
17	産	業	198,000
	廃	棄	198,000
	物	税	198,000

2	地方消費税清算金	1	地方消費税清算金	48,124,000
---	----------	---	----------	------------

3	地方譲与税	1	地方法人特別譲与税	48,124,000
		2	地方揮発油譲与税	26,566,000
		3	地方揮発油譲与税	23,412,000
		2	地方揮発油譲与税	2,956,000
		3	石油ガス譲与税	169,000
		5	航空機燃料譲与税	29,000

4	地方特例交付金			432,000
---	---------	--	--	---------

(号 外一24)

平成27年 3月31日 火曜日

報 告 書		口 占	
5	地方交付税	432,000	1,500,204
173,400,000	1	地方特例交付金	30,020,473
173,400,000	1	地方交付税	11,763,442
492,000	1	交通安全対策特別交付金	7,338,163
492,000	1	交通安全対策特別交付金	5,770,154
3,688,839	1	分担金及び負担金	1,517,153
166,750	1	分担金	592,584
3,522,089	2	負担金	1,556,833
9,279,548	1	使用料及び手数料	1,146,794
6,955,940	1	使用料	139,521
2,323,608	2	手数料	195,829
81,394,482	1	国庫支出金	87,998,110
35,537,864	1	国庫負担金	72,034,829
43,492,154	2	国庫補助金	14,781,788
2,364,464	3	国庫委託金	1,165,758
2,771,801	1	財産収入	15,735
2,108,376	1	財産運用収入	23,237,611
663,425	2	財産売却収入	8,958,745
21,146,907	1	特別会計繰入金	4,388,522
8,991,962	2	基金繰入金	2,294,980
12,154,945	1	貸付金元利収入	5,804,092
73,480,836	1	受託事業収入	1,791,272
64,331,721	2	延滞金、加算金及び過料等	2,976,581
1,257,429	3	預金利息収入	1,071,898
359,881	4	利子割精算金収入	1,399,937
1,503	5	雑収入	387,407
12,000	6	債権	117,339
7,518,302	1	負債	35,644,240
88,119,800	1	合計	9,928,155
88,119,800	1	歳計	933,727
706,603,751	1	歳入	11,599,425
1,500,204	1	歳出	7,267,966
1,500,204	1	歳入	5,914,967
	1	歳出	64,577,407
	7	農工商業	
	1	議	
	2	総務	
	3	民生	
	4	衛生	
	5	労働	
	6	農林水産業	
	7	商工	
	1	議会	
	2	企画	
	3	市町	
	4	選挙	
	5	消防	
	6	統計	
	7	統制	
	8	人権	
	9	監事	
	1	社会	
	2	児童	
	3	福祉	
	4	生活	
	5	災害	
	6	保健	
	7	健康	
	8	医療	
	9	病院	
	10	労働	
	1	職業	
	2	能力	
	3	開発	
	4	労働	
	1	農業	
	2	畜産	
	3	農地	
	4	林業	
	5	水産	

報 告 書

8	土木費	1 商業費 2 工業費 3 観光費	2,381,369 61,833,994 362,044
9	警察費	1 管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 4 港灣費 5 都市計画費 6 住宅費	7,160,865 29,483,038 19,714,235 7,925,819 5,738,972 3,649,012
		1 警察活動費 2 警察管轄費	38,493,848 35,715,232
		1 教育総務費 2 小中学校費 3 中等学校費 4 高等学校費 7 特別支援学校費 8 社会教育費 9 保健体育費 10 大学費 11 学事費	19,068,287 43,528,846 27,746,339 28,948,801 12,494,673 1,950,721 598,436 3,339,303 9,021,680 6,097,482
		1 農林水産施設災害復旧費 2 土木施設災害復旧費 4 学校施設等災害復旧費	1,254,214 4,683,268 160,000
		1 公債費	115,692,768 115,692,768
		1 地方消費税清算金 2 利子割交付金 3 配当割交付金 4 株式等譲渡所得割交付金	79,796,000 49,212,000 434,000 1,388,000 707,000
10	教育費	1 教育総務費 2 小中学校費 3 中等学校費 4 高等学校費 7 特別支援学校費 8 社会教育費 9 保健体育費 10 大学費 11 学事費	19,068,287 43,528,846 27,746,339 28,948,801 12,494,673 1,950,721 598,436 3,339,303 9,021,680 6,097,482
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費 2 土木施設災害復旧費 4 学校施設等災害復旧費	1,254,214 4,683,268 160,000
12	公債費	1 公債費	115,692,768 115,692,768
13	諸支出金	1 地方消費税清算金 2 利子割交付金 3 配当割交付金 4 株式等譲渡所得割交付金	79,796,000 49,212,000 434,000 1,388,000 707,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成27年度から平成27年度まで	(1) 平成27年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。	26,915,000
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成27年度から平成27年度まで	(1) 平成27年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。	372,000
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	平成27年度から平成36年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。	765,000
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	平成27年度から平成35年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。	3,000
5 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成27年度から平成27年度まで	(1) 平成27年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。	200,000
6 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	平成27年度から平成27年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限度とする額とする。	200,000
7 新規規整農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成27年度から平成27年度まで	(1) 平成27年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、50,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	706,603,751
8 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成27年度から	(1) 平成27年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	

対する利子補給補助金	平成38年度まで	は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	平成27年度から平成42年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
10 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	平成27年度から平成58年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、35,288千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
11 生活福祉資金に対する利子補給	平成27年度から平成35年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
12 漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	平成27年度から平成37年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成27年度から平成34年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額とする。
14 住宅用太陽光発電システム等整備資金に対する利子補給	平成27年度から平成38年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
15 私立学校耐震化対策資金に対する利子補給	平成27年度から平成47年度まで	(1) 平成27年度の利子補給の対象とする融資の総額は、3,646,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。
16 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	平成27年度から平成48年度まで	日本政策金融公庫が平成27年度に融資総額33,612千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還を要請求した場合には公庫の債務の指定する期日として、最終償還の変更があった場合にはその変更する期日とする。定日1とある場合は、公庫が弁済を受ける日(以下「定日」という。)において、遅延損害金に相当する金利率年11.0%に相当する利息
17 公益財団法人やまぐち農業振興公社に対する業務費の貸付けを行う業務費の貸付け等に対する損失補償	平成27年度から平成38年度まで	かつた元利金合計額並びに遅延損害金の日までの利率年11.0%に相当する利息 (1) 山口県信用農業協同組合連合会が平成27年度に融資総額35,000千円に融資した場合において、金額に元金の最終償還を要請求した場合には公庫の債務の指定する期日として、その変更の期日とする。その変更の期日において、遅延損害金に相当する利息 (2) 公益財団法人やまぐち農業振興公社が平成27年度に融資総額74,000千円に融資した場合において、金額に元金の最終償還を要請求した場合には公庫の債務の指定する期日として、その変更の期日とする。その変更の期日において、遅延損害金に相当する利息
18 小規模企業者等設備貸付事業資金に係る損失補償	平成27年度から平成37年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が平成27年度に50,000千円を限度として貸し付ける設備の額
19 事業再生支援資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成42年度まで	山口県信用保証協会が平成27年度に300,000千円を限度として貸し付ける業務再生支援資金に係る債務保証により受け付ける損失の1/3に相当する額
20 漁業経営高度化促進支援資金に係る協会の損失補償	平成27年度から平成29年度まで	山口県漁業協会が平成27年度に300,000千円を限度として貸し付ける漁業経営高度化促進資金に係る債務保証により受け付ける損失の1/3に相当する額
21 新事業活動支援資金に係る損失補償	平成27年度から平成37年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が平成27年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
22 経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成27年度に8,000,000千円を限度として貸し付ける経営安定支援資金の100/100に相当する額
23 経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成27年度に13,000,000千円を限度として貸し付ける経営安定支援資金(経営支援特別資金)に係る債務保証により受け付ける損失の100/100に相当する額
24 経営強化支援資金(経営強化支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成27年度に7,000,000千円を限度として貸し付ける経営強化支援資金(経営強化支援資金)に係る債務保証により受け付ける損失の100/100に相当する額
25 国立大学法人山口大学医学部の医歯薬学部に対する損失補償	平成27年度から平成33年度まで	72,000千円
26 地域医療再生計画に基づく大学医学部に対する損失補償	平成27年度から	108,000千円

員増に係る入学者に対する貸付金	平成32年度まで	
27 庁舎等特別補修整備工事の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成30年度まで	767,889千円
28 県史編さん事業の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	19,724千円
29 自動車税納税通知書等の作成に係る業務委託の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成30年度まで	58,269千円
30 県税の収納管理に係る業務委託の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成30年度まで	40,128千円
31 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	348,236千円
32 県営かんがい排水改良事業の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	280,000千円
33 県営老朽ため池整備事業の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	330,000千円
34 漁業調査船建造事業の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	996,449千円
35 下関漁港水産事業の振興拠点整備事業の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	66,938千円
36 道路改良事業の年度を越えること。一括契約する。	平成27年度から平成28年度まで	588,000千円
37 〃	平成27年度から平成28年度まで	525,000千円
38 道路改良事業の年度を越える用地取得等を一括契約すること。(国道491号)	平成27年度から平成28年度まで	735,000千円
39 道路改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(国道491号) 県道岩国大竹線(御庄川)橋上部工	平成27年度から平成28年度まで	315,000千円
40 〃	平成27年度から	

(県道岩国大竹線森ヶ原第1トンネル)	平成28年度まで	903,000千円
41 〃	平成27年度から平成28年度まで	409,500千円
42 〃 (県道益田阿武線高岩橋上部工)	平成27年度から平成28年度まで	315,000千円
43 〃 (県道美祿油谷線4号橋上部工)	平成27年度から平成28年度まで	1,354,500千円
(国道494号高鉢山第3トンネル)	平成29年度まで	
44 防衛施設周回道路整備工事を一括契約すること。	平成27年度から平成28年度まで	100,000千円
(県道鏡山公園園線)	平成27年度から平成28年度まで	577,500千円
45 橋りょう補修事業を一括契約すること。(国道497号大島大橋)	平成27年度から平成28年度まで	930,000千円
46 広域河川改修事業の一括契約すること。(中川)	平成27年度から平成28年度まで	200,000千円
47 河川災害関連事業等の一括契約すること。(田方川)	平成27年度から平成28年度まで	25,088千円
48 旅客施設等整備に係る事業を一括契約すること。(徳山下松港)	平成27年度から平成28年度まで	100,000千円
49 単独港湾改修事業の一括契約すること。(萩港)	平成27年度から平成28年度まで	1,682,744千円
50 県営住宅建設事業の年度を越えること(中高層耐火構造)	平成27年度から平成28年度まで	100,252千円
51 県立周防大島高等学校校舎建設に係る設計委託の年度を越えること。	平成27年度から平成28年度まで	128,370千円
52 県立南陽工業高等学校校舎建設事業の年度を越えること。	平成27年度から平成28年度まで	1,109,609千円
53 県立山口総合支援学校校舎建設事業の年度	平成27年度から	

を越える工事を一括契約すること。	平成29年度まで	
54 山口博物館了スベシト対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成27年度から平成28年度まで	203,367千円
55 山口県立大学国際文学部棟、社会福祉学部棟及び図書館建設に係る設計委託の年度を越える工事を一括契約すること。	平成27年度から平成28年度まで	239,447千円

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等維持管理事業	1/9,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
防災体制整備拡充事業	83,000		ただし直り方式で借入れられる資金の利率の見直しを行つた後、当該利率による。	ただし特別のものは一先と協議して定める条件による。
防災行政無線整備事業	304,000			
退職手当給付事業(総務)	1,201,000			
老人福祉施設整備事業	235,000			
社会福祉行政指導事業	83,000			
特殊公害対策事業	20,800			
県営かんがい排水改良事業	152,000			
広域営農団地農道整備事業	191,000			
基幹農道整備事業	44,000			
経営体育成基盤整備事業	422,000			
県営中山間地域総合整備事業	175,000			
県営農村振興総合整備事業	20,000			
ふるさと農道緊急整備事業	131,000			
県営老朽ため池整備事業	409,000			
地すべり対策事業(農林)	150,000			

県営海岸保全施設整備事業	126,000
湛水防除事業	104,000
国営農地再編整備事業負担金	155,000
林業改良普及事業	8,000
広域基幹林道開設事業	188,000
ふるさと林道緊急整備事業	22,000
一般治山事業	660,000
水源地域緊急整備事業	88,000
保安林改良事業	101,000
保安林整備事業	42,000
保安林保育事業	11,000
林地荒廃防止事業	93,000
小規模治山事業	59,000
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	164,000
漁港漁場機能高度化事業	104,000
漁港海岸保全施設整備事業	62,000
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	22,000
水産資源環境整備事業	38,000
農学大学校施設整備事業	21,000
農林業施策総合調整事業	19,000
管理運営事業	644,000
舗装補修事業	180,000
道路災害防除事業	524,000
単独道路舗装事業	351,000

单独道路災害防除事業	261,000			侵食対策事業	50,000
单独路側整備事業	267,000			自然災害防止事業(海岸)	23,000
道路改良事業	2,630,000			通常砂防事業	1,241,000
過疎地域市町道代行事業	64,000			災害関連緊急砂防事業	38,000
单独道路改良事業	3,545,000			地すべり対策事業(建設)	342,000
道路直轄事業負担金	3,527,000			災害関連緊急地すべり対策事業	82,000
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,635,000			急傾斜地崩壊対策事業	776,000
单独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	665,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000
橋りょう補修事業	2,424,000			砂防災害関連事業	110,000
单独橋りょう補修事業	9,000			单独砂防改良事業	43,000
広域河川改修事業	1,481,000			自然災害防止事業(砂防)	368,000
河川情報基盤緊急整備事業	44,000			港湾改修事業	508,000
河川災害復旧等関連緊急事業	110,000			港湾既存施設有効活用促進事業	29,000
周防高潮対策事業	266,000			港湾環状整備事業	44,000
河川工作物関連応急対策事業	73,000			港湾直轄事業負担金	2,708,000
河川災害関連事業	598,000			单独港湾改修事業	73,000
单独河川改修事業	747,000			海岸防災事業	656,000
自然災害防止事業(河川)	58,000			都市計画街路整備事業	717,000
河川直轄事業負担金	263,000			单独都市計画街路整備事業	638,000
錦川総合開発事業	1,987,000			都市公園整備事業	568,000
深川川総合開発事業	81,000			单独都市公園整備事業	51,000
堰堤改良事業	27,000			公営住宅建設事業	1,070,000
堰堤修繕事業	88,000			過疎地域下水道代行事業	119,000
高潮対策事業	191,000			山口警察署建設事業	128,000

駐在所等改築事業	76,000		
警察施設耐震化緊急整備事業	266,000		
交通事故防止施設総合整備事業	485,000		
退職手当給付事業(警察)	746,000		
校舎改築事業	2,710,000		
博物館運営事業	155,000		
教職員住宅管理事業	18,000		
退職手当給付事業(教育)	4,943,000		
特別支援学校施設整備事業	43,000		
埋蔵文化財対策事業	6,000		
県立大学整備事業	1,628,000		
土木過年補助災害復旧事業	371,000		
土木過年単独災害復旧事業	12,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	36,134,000		
計	88,119,800		

平成27年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,896千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	出	金額
1	繰入金	1	他会計繰入金	15,132
2	繰越金	1	繰越金	305,145
3	諸収入	1	貸付金元利収入	222,619
	歳入	合	計	542,896

平成27年度中小企業近代化資金特別会計予算

款	項	金額
1	母子父子寡婦福祉資金	542,896
	歳出	542,896
	合計	542,896

平成27年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,061,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (地方債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
---	---	---	----

2	繰入金				131,454
3	繰越金	1	他会計繰入金		131,454
4	諸収入	1	繰越金		2,282,904
		1	貸付金元利収入		2,282,904
		2	雑収入		572,599
5	県債	1	県債		545,599
		1	県債		27,000
		1	県債		75,000
		1	県債		75,000
		合	計		3,061,957
		歳	入		
		歳	出		
		合	計		3,061,957
1	中小企業近代化資金		項	出	金額
		1	中小企業設備近代化資金		3,061,957
		2	中小企業高度化資金		2,572,249
		合	計		489,708
		歳	入		3,061,957
		歳	出		
		合	計		(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

平成27年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成27年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,925千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	分担金及び負担金	1	負担金		29,750
2	使用料及び手数料	1	使用料		29,750
4	財産収入	1	財産運用収入		77,770
		1	財産売却収入		77,770
		1	財産運用収入		142,607
		2	財産売却収入		3,690
5	繰入金	1	他会計繰入金		138,917
6	繰越金	1	繰越金		243,353
7	諸収入	1	繰越金		243,353
		1	繰越金		1
		1	繰越金		49,444
		1	繰越金		1
		合	計		49,443
		歳	入		542,925
		歳	出		
		合	計		542,925

平成27年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成27年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,508千円と定める。

平成27年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,508千円と定める。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,508千円と定める。

(号 外-24)

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算	歳	入	金額
3 繰越金	1 繰越金	167,824	167,824
4 諸収入	1 貸付金元利収入	6,679	6,679
	2 雑収入	70	70
	合計	174,503	174,503

1 林業・木材産業改善資金
 174,503
 174,503

平成27年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成27年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,170千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算	歳	入	金額
2 繰越金	1 他会計繰入金	1,170	1,170
3 繰越金	1 繰越金	90,735	90,735
4 諸収入	1 貸付金元利収入	9,265	9,265
	合計	101,170	101,170

平成27年3月31日 火曜日

1 沿岸漁業改善資金	歳	出	金額
	1 沿岸漁業改善資金	101,170	101,170
	合計	101,170	101,170

平成27年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

平成27年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,858,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算	歳	入	金額
1 事業収入	1 事業収入	4,857,946	4,857,946
2 繰入金	1 他会計繰入金	1,052	1,052
3 繰越金	1 繰越金	1	1
	合計	4,858,999	4,858,999

1 当せん金付証券発売事業費	歳	出	金額
	1 発売諸費	4,858,999	4,858,999
	2 繰越金	1,052	1,052
	合計	4,857,947	4,858,999

平成27年度収入証紙特別会計予算

平成27年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,039,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	証紙収入	1	証紙収入	金額
				4,039,578
2	繰越金	1	繰越金	1
				4,039,579
	歳入	合計	歳出	金額
				4,039,579
1	繰越金	1	繰越金	金額
				4,039,579
	歳出	合計	歳入	金額
				4,039,579

平成27年度土地取得事業特別会計予算

平成27年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300,339千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	財産収入	1	財産運用収入	金額
				300,338
		2	財産売却収入	2,395
				297,943
4	繰越金	1	繰越金	1
				1
	歳入	合計	歳出	金額
				300,339
1	土地取得事業費	1	土地取得基金管理費	金額
				300,339
				1,029

3 産業団地管理費 293,210
4 分譲宅地管理費 6,100
合計 300,339

平成27年度流域下水道事業特別会計予算

平成27年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,964,381千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

1	分担金及び負担金	1	負担金	金額
				995,211
2	国庫支出金	2	国庫補助金	476,270
				476,270
3	繰入金	1	他会計繰入金	204,018
				204,018
4	諸収入	2	雑収入	882
				882
5	県債	1	県債	288,000
				288,000
	歳入	合計	歳出	金額
				1,964,381
1	流域下水道事業費	1	流域下水道費	金額
				1,964,381
				1,964,381
	歳出	合計	歳入	金額
				1,964,381

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	288,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り金で見つけた後において見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条 件による。

平成27年度公債管理特別会計予算

平成27年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,977,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

県

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

市

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 歳入	1 他会計繰入金	115,419,275
2 歳入	1 県債	36,558,000
	1 合計	151,977,275
1 公債費	1 公債費	151,977,275

平成27年3月31日 火曜日

平成27年度港湾整備事業特別会計予算
第2表 地方債合計 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	36,558,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り金で見つけた後において見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条 件による。

平成27年度港湾整備事業特別会計予算

平成27年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,619,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	1,359,196
2 寄付金	1 寄付金	533,047
3 繰越金		229,640

4 諸 収 入	1 雑 入	109,658
5 県 債 入	1 県 債 入	1,388,000
歳 入 合 計	歳 入 合 計	3,619,541
1 港湾整備事業費	1 港 湾 費	3,619,541
歳 出 合 計	歳 出 合 計	3,619,541

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	償 還 の 方 法
1 旅客施設等整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。(徳山下松港)	平成27年度から平成28年度まで	25,000千円	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
2 港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること(三田尻中間港)	平成27年度から平成28年度まで	593,200千円	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内

第3表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業	1,388,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直視り方式で借入し、利率の見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、協議して定める条件による。

平成27年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

平成27年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,674,285千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

1 分担金及び負担金	1 負 担 金	476,280
2 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	743,705
3 県 債 入	1 県 債 入	454,300
歳 入 合 計	歳 入 合 計	1,674,285
款 項	款 項	金 額
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	1,674,285

第2表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	454,300	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直視り方式で借入し、利率の見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、協議して定める条件による。

			直し後の利率による。	
--	--	--	------------	--

平成27年度就農支援資金特別会計予算

平成27年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
2	歳入	歳入	15,479
3	繰越	繰入金	15,479
4	諸収入	繰入金	78,023
5	県債	繰入金	78,023
		貸付金元利収入	29,377
		雑収入	29,317
		雑収入	60
		県債	28,800
		合計	28,800
		合計	151,679
1	就農支援資金	就農支援資金	151,679
		合計	151,679
		合計	151,679

就農支援資金	28,800	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。
計	28,800			

平成27年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 163,671,000KWH

(2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 94,000千円
小水力発電所建設事業費 263,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

款	項	収入	支出
第1款	電気事業収益	1,692,890千円	
第1項	営業収益	1,665,166千円	
第2項	附帯事業収益	12,045千円	
第3項	財務収益	4,270千円	
第4項	事業外収益	11,406千円	
第5項	特別利益	3千円	
第2款	電気事業費用		1,564,984千円
第1項	営業費用		1,490,238千円
第2項	附帯事業費用		7,578千円
第3項	財務費用		34,644千円
第4項	事業外費用		29,521千円
第5項	特別損失		3千円
第6項	予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額2,364,901千円は、過年度分損益勘定留保資金2,139,878千円、減債積立金181,248千円、当年度資本的収支調整額43,775千円で補てんするもの)

とする。)。

収 入	支 出
第3款 資本的収入 31,317千円	
第3項 資本剰余金 17,283千円	
第4項 固定資産収入 1千円	
第5項 雑収入 14,033千円	

第4款 資本的支出 2,396,218千円	
第1項 建設費 357,000千円	
第2項 改良費 254,869千円	
第3項 投資 1千円	
第4項 償還金 181,248千円	
第5項 長期貸付金 1,600,000千円	
第6項 補助金返還金 100千円	
第8項 予備費 3,000千円	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
平瀬発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成27年度から平成29年度まで	234,000千円	
水越ダム語量装置整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成27年度から平成28年度まで	147,000千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

ばならぬ。

職員給与費 442,308千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成27年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 579,674,750m³

(2) 主要な建設改良事業 島田川工業用水道建設事業費 424,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 6,908,024千円	
第1項 営業収益 6,362,427千円	
第2項 営業外収益 540,438千円	
第5項 特別利益 5,159千円	

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,118,669千円	
第1項 営業費用 5,563,337千円	
第2項 営業外費用 545,230千円	
第5項 特別損失 102千円	
第6項 予備費 10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,030,083千円は、過年度分損益勘定留保資金2,808,088千円及び当年度資本的収支調整額221,995千円で補てんするものとする。)

収 入

第3款 資本的収入 1,797,291千円	
第1項 企業債 1,600,000千円	
第4項 資本剰余金 114,781千円	
第5項 固定資産収入 1千円	

第6項 雑収入	82,509千円
第4款 資本的支出	
第1項 建設費	4,827,374千円
第2項 改良費	426,300千円
第3項 投資	2,664,282千円
第4項 償還	1千円
第7項 予備	1,726,791千円
第7項 準備	10,000千円
第7項 費用	

(債務負担行為)
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること(電気機器工事)	平成27年度から平成28年度まで	/58,000千円	
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること(計装設備工事)	平成27年度から平成28年度まで	/2,000千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること(送水配管布設工事)	平成27年度から平成28年度まで	74,000千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 /100,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率又は償還方法は、起債の目的に て資金に上つて直 接に当該利率に する。	30年以内の毎 年元金均等償還 又は元金均等償 還とする。特別 の条件による。
周南工業用水道改良資金	280,000			
富田夜布川工業用水道改良資金	/50,000			
佐波川工業用水道改良資金	50,000			

厚東川工業用水道改良資金	600,000		
厚狭川工業用水道改良資金	320,000		
木屋川工業用水道改良資金	/100,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 653,980千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(10回) 平成二十六年山口県補正予算の額の公表

平成二十七年二月山口県議会定例会で議決された平成二十六年山口県補正予算の額は、次のとおりである。

平成二十七年三月三十一日

山口県庁 企画課 課長

平成26年度山口県一般会計補正予算(第5号)

平成26年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21,145,507千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ671,910,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)		第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。		(繰越明許費)		第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。		(債務負担行為の補正)		第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。		第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。		第1表 歳入歳出予算補正	
款	項	補正額	補正前の額	計											
1 県	1 県 民 税	3,982,666	153,715,660	157,698,326	4 地方特別交付金	1 地方道路譲与税	1	0	1	5 航空機燃料譲与税	5,000	19,000	24,000		
	2 事 業 税	1,737,121	25,459,413	27,196,534	1 地方特別交付金	16,087	417,000	433,087			16,087	417,000	433,087		
	3 地 方 消 費 税	1,121,000	37,646,000	38,767,000	1 地方交付税	1,698,472	172,000,000	173,698,472			1,698,472	172,000,000	173,698,472		
	4 不動産取得税	△358,505	2,642,219	2,283,714	1 地方交付税	△14,880	3,510,835	3,495,955			△14,880	3,510,835	3,495,955		
	5 県たばこ税	△17,000	1,625,000	1,608,000	1 分担金及び負担金	△11,665	195,556	183,891			△11,665	195,556	183,891		
	6 ゴルフ場利用税	△19,000	569,000	550,000	1 分担金	△3,215	3,315,279	3,312,064			△3,215	3,315,279	3,312,064		
	7 自動車取得税	△140,000	980,000	840,000	2 負担金	△108,056	8,388,032	8,279,976			△108,056	8,388,032	8,279,976		
	8 軽油引取税	△36,309	13,471,224	13,434,915	1 使用料	22,007	5,989,548	6,011,555			22,007	5,989,548	6,011,555		
	9 自動車税	24,864	17,942,130	17,966,994	2 手数料	△130,063	2,398,484	2,268,421			△130,063	2,398,484	2,268,421		
	16 狩 猟 税	△2,000	33,000	31,000	1 国庫負担金	△2,347,923	80,566,385	78,218,462			△2,347,923	80,566,385	78,218,462		
	17 産業廃棄物税	22,087	198,000	220,087	2 国庫補助金	△1,796,389	32,834,835	31,038,446			△1,796,389	32,834,835	31,038,446		
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	852,000	29,667,000	30,519,000	3 委 託 金	△444,462	2,583,855	2,139,393			△444,462	2,583,855	2,139,393		
3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	2,107,001	26,536,000	28,643,001	1 財産運用収入	△157,640	2,818,020	2,660,380			△157,640	2,818,020	2,660,380		
	2 地方揮発油譲与税	2,259,000	23,325,000	25,584,000	2 財産売却収入	△145,235	686,605	541,370			△145,235	686,605	541,370		
	3 石油ガス譲与税	△148,000	3,022,000	2,874,000	1 特別会計繰入金	△980,982	6,353,353	5,372,371			△980,982	6,353,353	5,372,371		
		△9,000	170,000	161,000	2 基金繰入金	△2,428,195	32,183,342	29,755,147			△2,428,195	32,183,342	29,755,147		
					1 繰 越 金	3,240,901	1,313,219	4,554,120			3,240,901	1,313,219	4,554,120		
					14 諸 収 入	△20,738,658	78,808,078	58,069,420			△20,738,658	78,808,078	58,069,420		
					1 貸付金元利収入	△17,367,768	71,391,494	54,023,726			△17,367,768	71,391,494	54,023,726		
					2 受託事業収入	△330,257	1,148,891	818,634			△330,257	1,148,891	818,634		
					3 延滞金、加算金及び過料等	△58,985	380,038	321,053			△58,985	380,038	321,053		
					4 預 金 利 子	810	1,220	2,030			810	1,220	2,030		

報 告 書		平 成 27 年 3 月 31 日 火 曜 日		
15 県 債	5 利子割精算金 収入	△10,475	14,000	3,525
	6 雑 入	△2,971,983	5,872,435	2,900,452
	1 県 債	△6,266,300	96,327,600	90,061,300
歳 入 出 入 款 費	合 計	△21,145,507	693,055,524	671,910,017
1 議 会 費	項 目	補 正 額	補正前の額	計
2 総 務 費	1 議 会 費	△42,225	1,513,805	1,471,580
	2 企 画 調 整 費	△42,225	1,513,805	1,471,580
	3 徴 税 費	5,287,555	29,878,085	35,165,640
	4 市 町 村 振 興 費	6,404,685	11,396,054	17,800,739
	5 選 挙 費	8,779	7,175,063	7,183,842
	6 防 災 費	△695,218	6,277,602	5,582,384
	7 統 計 調 査 費	△295,008	1,591,731	1,296,723
	8 人 事 委 員 会 費	△9,438	996,169	986,731
	9 監 査 委 員 会 費	△57,834	1,479,891	1,422,057
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	△60,842	618,156	557,314
	2 児 童 福 祉 費	△4,697	140,146	135,449
	3 生 活 保 護 費	△2,872	203,273	200,401
	4 災 害 救 助 費	△6,338,146	90,518,216	84,180,070
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	△6,357,137	74,733,734	68,376,597
	2 環 境 衛 生 費	7,701	14,470,427	14,478,128
	3 保 健 所 費	31,505	1,258,683	1,290,188
	4 医 薬 院 費	△20,215	55,372	35,157
	5 10 病 院 費	△1,181,820	23,345,952	22,164,132
	6 8 医 薬 院 費	86,979	7,150,683	7,237,662
	7 1 労 働 政 策 費	△906,704	6,014,471	5,107,767
	8 2 職 業 能 力 開 発 費	9,228	2,290,530	2,299,758
	9 10 病 院 費	△342,164	6,081,559	5,739,395
	10 1 労 働 政 策 費	△29,159	1,808,709	1,779,550
	11 2 職 業 能 力 開 発 費	△387,188	4,136,087	3,748,899
	12 1 労 働 政 策 費	△263,674	1,392,924	1,129,250
	13 2 職 業 能 力 開 発 費	△367,997	1,473,140	1,105,143
6 農 林 水 産 業 費	3 失 業 対 策 費		248,635	1,150,318
	4 勞 働 委 員 会 費		△4,152	119,705
	1 農 業 費		△1,836,769	34,006,293
	2 畜 産 業 費		△917,076	11,400,556
	3 農 地 費		128,642	412,073
	4 林 業 費		△623,324	9,208,188
	5 水 産 業 費		△253,400	7,828,984
7 商 工 費	1 商 業 費		△171,611	5,156,492
	2 工 鉱 業 費		△13,094,308	70,924,761
	3 観 光 費		△50,721	2,329,076
8 土 木 費	1 管 理 費		△2,648,491	75,887,545
	2 道 路 橋 りょう 費		△8,470	7,291,215
	3 河 川 海 岸 費		252,644	30,631,960
	4 港 湾 費		△1,768,765	21,448,937
	5 都 市 計 画 費		△1,020,994	7,903,962
	6 住 宅 費		38,301	4,982,339
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費		△141,207	3,629,132
	2 警 察 活 動 費		△367,886	38,787,937
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費		△357,005	35,984,895
	2 小 学 校 費		△10,881	2,803,042
	3 中 学 校 費		△692,386	146,056,855
	4 高 等 学 校 費		△114,009	18,646,311
	5 特 別 支 援 学 校 費		△267,312	44,078,298
	6 社 会 教 育 費		△152,736	27,793,910
	7 保 健 体 育 費		270,868	29,031,273
	8 大 学 費		△261,725	12,763,849
	9 11 学 事 費		172,459	1,831,706
	10 11 災 害 復 旧 費		△46,740	602,409
			17,478	1,259,944
			△310,669	10,049,155
			△3,654,875	7,539,931
				3,885,056

款	項	事業名	補正前		補正後		
			総額	年度割額	総額	年度割額	
12公債費	1公債費	1 農林水産施設災害復旧費	△861,910	2,210,998	1,349,088	9	1,230,000
			△2,649,309	5,168,933	2,519,624	10	4,745,021
			△143,656	160,000	16,344	11	3,900,000
			△129,969	115,357,057	115,227,088	12	4,334,137
			△129,969	115,357,057	115,227,088	12	4,334,137
			3,941,001	54,903,000	58,844,001	13	2,900,000
			2,885,000	36,855,000	39,740,000	13	2,900,000
			35,000	503,000	538,000	14	2,600,988
			132,000	1,250,000	1,382,000	15	1,500,000
			499,000	210,000	709,000	16	1,298,000
			435,000	15,030,000	15,465,000	17	1,992,000
			△10,000	399,000	389,000	18	1,377,000
			△32,469	652,000	619,531	19	1,474,000
△2,530	4,000	1,470	20	2,250,000			
△21,145,507	693,055,524	671,910,017	21	2,400,000			
計							
歳出合計			△21,145,507	693,055,524	671,910,017	21	2,400,000
第2表 継続費補正							
(単位 千円)							
8土木費	3 河川海岸	鯉川総合開発事業費	69,793,000	2,205,700	2,205,700	22	1,058,098
			4	2,205,700	69,793,000	23	849,571
			5	3,587,500		24	555,000
			6	3,000,000		25	950,000
			7	3,000,000		26	1,550,000
			8	2,006,279		27	4,500,000
			8	2,006,279		28	4,600,000
			8	2,006,279		28	5,000,000

深川川総合 開発事業費	1/3,993,000	29	4,700,000	29	4,836,000
		30	2,400,000	30	2,400,000
		31	1,300,000	31	1,300,000
		32	800,000	32	800,000
		33	729,706	33	729,706
		7	919,000	7	919,000
	1/3,993,000	8	820,000	8	820,000
		9	800,000	9	800,000
		10	220,000	10	220,000
		11	250,000	11	250,000
		12	250,000	12	250,000
	13	300,000	13	300,000	
	14	494,912	14	494,912	
	15	198,000	15	198,000	
	16	280,382	16	280,382	
	17	327,028	17	327,028	
	18	225,000	18	225,000	
	19	270,000	19	270,000	
	20	300,000	20	300,000	
	21	290,000	21	290,000	

第3表 繰越明許費
1 追 加

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
2 総 務 費	/ 総 務 管 理 費	2 企 画 調 整 費	22	147,429
			23	146,700
			24	325,000
			25	300,000
			26	7,129,549
			27	6,859,549
			999,713	
			1,000	
			68,588	
			149,470	
			78,058	
29,985				
12,724				
3,000				
79,227				
33,132				
22,703				
499,200				
116,000				
5,566				

4	衛 生 費	4	環 境 衛 生 費	児童健全育成対策費 環境推進費 一般廃棄物処理対策費 自然公園整備事業費 救急休日夜間医療対策費 女性労働者福祉対策費 若者就職支援センター事業費 特別雇用対策費	807,628 260,755 40,066 9,723 57,603 2,981 25,500 65,000	4	林 業 費	地すべり対策事業費 県営海岸保全施設整備事業費 林産物振興事業費 造林事業費 造林推進事業費 ふるさと林道緊急整備事業費 小規模治山事業費 調査研究費	129,865 220,165 13,744 570,767 375,000 33,497 63,991 378
5	労 働 費	1	失 業 対 策 費	単県農山漁村整備事業費 水田農業経営確立対策費 流通対策費 畜産試験研究費 家畜伝染病予防費 畜産試験研究費 土地利用型農業経営規模拡大促進費 県営かんがい、排水改良事業費	39,406 190,000 61,000 13,392 60,000 15,000 253,692	5	水 産 業 費	地域水産物供給基盤整備事業費 水産資源環境整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費 海産漁場機能高度化事業費 漁港海岸保全施設整備事業費 漁村づくり総合整備事業費 単独漁港建設改良事業費	152,773 99,376 143,685 382,705 246,200 16,690 7,115
6	農 林 水 産 業 費	1	農 業 費	基地障害防止対策事業費 広域営農団地農道整備事業費 基幹農道整備事業費 県営中山間地域総合整備事業費 県営農村振興総合整備事業費 農業集落排水事業費 ふるさと農道緊急整備事業費 県営老朽ため池整備事業費 団営農地防災事業費	124,590 241,700 86,637 273,800 92,333 58,800 34,000 408,355 58,302	7	商 工 業 費	商工業振興指導費 貿易振興費 中小企業振興育成費 観光宣伝費 単独交通安全施設整備事業費 舗装補修費 道路災害防除費 過疎地都市町道代行事業費 単独道路舗装費	2,500 24,640 37,121 116,316 416,977 62,598 1,106,863 22,805 96,328

3	河川海岸費	単独道路災害防除費	141,518	5	都市計画費	港湾環境整備事業費	171,100		
		単独路側整備事業費	184,618			単独港湾改修費	33,228		
		防衛施設周辺道路整備費	56,500			単独海岸事業費	7,091		
		単独橋りょう補修費	9,751			港湾受託事業費	93,814		
		河川基本調査費	15,618			空港建設事業費	96,923		
		河川情報基盤緊急整備事業費	143,829			都市計画法施行事務費	14,082		
		河川災害復旧等関連緊急事業費	175,239			単独都市計画街路整備事業費	574,984		
		都市基盤河川改修事業費	46,000			都市公園等管理運営費	308,936		
		河川工物関連応急対策事業費	80,438			単独都市公園整備事業費	207,679		
		自然災害防止事業費	38,670			過疎地域下水道代行事業費	72,653		
4	港湾費	河川受託事業費	275,060	6	住宅費	優良住宅建設促進費	34,455		
		高潮対策事業費	239,711			住宅需要実態調査費	2,700		
		侵食対策事業費	66,467			公営住宅建設費	676,659		
		自然災害防止事業費	18,261			山口警察署建設費	15,169		
		堰堤改良事業費	179,308			児童生徒健全育成費	74,015		
		堰堤修繕事業費	45,774			校舎改築費	1,342,182		
		砂防等維持管理運営費	21,414			大規模改造事業費	621,310		
		災害関連緊急砂防事業費	105,845			施設改造費	76,580		
		地すべり対策事業費	297,235			土地購入整備費	48,662		
		急傾斜地崩壊対策事業費	1,492,226			施設整備費	265,856		
4	港湾既存施設有効活用促進事業費	災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費	75,375	7	特別支援学校費	施設整備費	265,856		
		災害関連地域防災対策事業費	41,538			青少年教育振興費	199,016		
		単独砂防改良事業費	52,950			県立大学整備費	34,695		
		港湾既存施設有効活用促進事業費	132,469			私立高校等施設整備補助金	41,334		
						私立高校生等特別就学補助金	153,495		
9	警察費	警察管理費	警察総務費	警察管理費	警察総務費	警察管理費	警察総務費		
								警察管理費	15,169
								警察総務費	74,015
								警察管理費	1,342,182
								警察総務費	621,310
								警察管理費	76,580
								警察総務費	48,662
								警察管理費	265,856
								警察総務費	199,016
								警察管理費	34,695
警察総務費	41,334								

// 災 害 復 旧 費	/ 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地災害復旧事業費	401,851
		林道災害復旧事業費	202,188
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土木過年補助災害復旧事業費	711,493
		土木過年単独災害復旧事業費	6,067
		土木現年補助災害復旧事業費	823,321
		土木現年単独災害復旧事業費	52,521
合	計		20,866,651

2 変 更	款	項	事 項	補 正 前	補 正 後
	6	農 林 水 産 業 費	經營体育成基盤整備事業費	75,000	670,675
	3	農 地 費	治水防除事業費	87,000	418,695
	4	林 業 費	広域基幹林道開設事業費	74,503	269,411
			普通林道開設事業費	7,562	75,003
			一般治山事業費	210,734	791,634
			水源地域緊急整備事業費	7,755	35,593
			林地荒廃防止事業費	10,919	16,396
	5	水 産 業 費	栽培漁業事業費	40,305	91,356
8	土 木 費	2	交通安全施設整備事業費	332,023	1,084,067
			道路改良費	330,107	3,023,652
			単独道路改良費	87,000	2,075,165
			橋りょう補修費	396,256	3,220,191
	3	河 川 海 岸 費	広域河川改修費	232,856	1,479,200
			周防高潮対策事業費	250,183	515,442

合	5 都 市 計 画 費	河川災害関連事業費	250,001	1,818,831
		単独河川改修費	19,951	701,843
		通常砂防事業費	254,800	2,185,218
		自然災害防止事業費	11,755	508,447
	4 港 湾 費	港湾改修費	419,969	466,771
		海岸防災事業費	120,820	639,868
		都市計画街路整備事業費	501,511	647,853
		都市公園整備事業費	491,010	494,065
合	計		4,509,580	21,229,376

第4表 債務負担行為補正 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道山口字部線)	平成27年度	100,000千円	

第5表 地方債補正 1 追 加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
保安林保育事業	900	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
減収補てん債	156,800		ただし、利率の見直しを行うたて資金融入による見直しを当該見直し後において、当該見直し後の利率による。	特別のものに定める条件による。
計	157,700			

河川災害関連事業	1,593,000	1,335,000	1,884,000	
単独河川改修事業	1,031,000	1,140,700	13,700	
被災鉄道復旧関連対策事業(河川)	752,000	464,700	672,700	
自然災害防止事業(河川)	59,000	59,900	98,400	
河川直轄事業負担金	201,000	208,200	640,000	
錦川総合開発事業	779,000	779,300	503,800	
深川川総合開発事業	130,000	117,700	291,600	
堰堤改良事業	45,000	57,200	181,200	
堰堤修繕事業	94,000	97,500	1,080,900	
高潮対策事業	185,000	195,100	27,400	
侵食対策事業	36,000	46,000	468,300	
自然災害防止事業(海岸)	24,000	24,200	757,300	
通常砂防事業	1,264,000	1,358,100	362,900	
災害関連緊急砂防事業	107,000	53,000	34,400	
地すべり対策事業(建設)	304,000	330,000	6,600	
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0	5,357,300	
急傾斜地崩壊対策事業	774,000	818,300	226,700	
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	224,000	66,000	454,000	
砂防災害関連事業	110,000	0	6,900	
単独砂防改良事業	45,000	49,300	398,600	
自然災害防止事業(砂防)	637,000	637,700	55,200	
港湾改修事業	459,000	408,500	0	
港湾既存施設有効活用促進事業	39,000	92,300	11,200	
港湾環境整備事業	34,000	25,000	0	
港湾直轄事業負担金	2,696,000			
単独港湾改修事業	18,000			
海岸防災事業	606,000			
空港建設事業	88,000			
都市計画街路整備事業	696,000			
単独都市計画街路整備事業	692,000			
都市公園整備事業	278,000			
単独都市公園整備事業	43,000			
公営住宅建設事業	1,085,800			
過疎地域下水道代行事業	33,000			
警察施設耐震化緊急整備事業	492,000			
退職手当給付事業(警察)	968,000			
校舎改築事業	371,000			
大規模改築事業	59,000			
博物館運営事業	6,000			
退職手当給付事業(教育)	6,053,000			
特別支援学校施設整備事業	282,000			
土木過年度補償災害復旧事業	516,000			
土木過年度補償災害復旧事業	10,000			
土木現年度補償災害復旧事業	1,094,000			
土木現年度補償災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	124,000			
県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			

県有施設災害復旧事業	100,000		0	
臨時財政対策債	48,000,000		44,665,500	
計	95,779,800		89,355,800	

平成26年度母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ813,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
3 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	440	230,272	230,712
歳 入 合 計		440	230,272	230,712
歳 入 合 計		440	812,772	813,212
歳 入 合 計		440	812,772	813,212
歳 入 合 計		440	812,772	813,212

平成26年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ942,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,246,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△11,556	57,229	45,673
3 繰 越 金	1 繰 越 金	△11,556	57,229	45,673
4 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	1,436,082	1,094,466	2,530,548
歳 入 合 計		1,436,082	1,094,466	2,530,548
歳 入 合 計		△482,411	1,152,975	670,564
歳 入 合 計		△456,445	1,125,975	669,530
歳 入 合 計		△25,966	27,000	1,034
歳 入 合 計		942,115	2,304,670	3,246,785
歳 入 合 計		942,115	2,304,670	3,246,785
歳 入 合 計		942,115	2,304,670	3,246,785

平成26年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

平成26年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ146,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
歳 入 款				

報 告 書	口 占	平 成 26 年 度 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	平 成 26 年 度 山 口 県 の 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	△167	29,917	29,750
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 負 担 金 △1,866	29,917 77,008	29,750 75,142
4 財 産 収 入	1 使 用 料 △1,866	77,008	75,142
	1 財 産 運 用 収 入 △136,347	140,341	3,994
	2 財 産 売 払 収 入 211	3,783	3,994
5 繰 入 金	△136,558	136,558	0
	△13,905	243,381	229,476
	△13,905	243,381	229,476
6 繰 越 金	1 他 会 計 繰 入 金 △13,905	243,381	229,476
	5,957	1	5,958
	5,957	1	5,958
7 諸 収 入	1 延 滞 収 入 △306	48,172	47,866
	△1	1	0
	△305	48,171	47,866
	△146,634	538,820	392,186
1 下 関 漁 港 地 方 卸 売 市 場 費	補 正 額 △146,634	補 正 前 の 額 538,820	計 392,186
	2 市 場 管 理 費 △10,076	402,262	392,186
	3 水 産 加 工 団 地 整 備 費 △136,558	136,558	0
	△146,634	538,820	392,186
	平 成 26 年 度 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)		
	平 成 26 年 度 山 口 県 の 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。		
	(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)		
	第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 か ら、歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 117,576 千 円 を 減 額 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 6,665 千 円 と す る。		
	2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正」に よ る。		
	第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 (単 位 千 円)		
	款 項	補 正 額	補 正 前 の 額
	3 繰 越 金	△115,719	117,916
	1 繰 越 金	△115,719	117,916
	4 諸 収 入	△1,857	6,325
	1 貸 付 金 元 利 収 入	△1,857	6,257
	△117,576	124,241	6,665
	款 項	補 正 額	補 正 前 の 額
	1 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	△117,576	124,241
	△117,576	124,241	6,665
	1 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	△117,576	124,241
	△117,576	124,241	6,665
	平 成 26 年 度 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)		
	平 成 26 年 度 山 口 県 の 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。		
	(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)		
	第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 か ら、歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 93,234 千 円 を 減 額 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 7,938 千 円 と す る。		
	2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正」に よ る。		
	第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 (単 位 千 円)		
	款 項	補 正 額	補 正 前 の 額
	2 繰 入 金	△941	1,172
	1 他 会 計 繰 入 金	△941	1,172
	3 繰 越 金	△87,120	87,120
	1 繰 越 金	△87,120	87,120
	4 諸 収 入	△5,173	12,880
	1 貸 付 金 元 利 収 入	△5,173	12,880
	△93,234	101,172	7,938
	款 項	補 正 額	補 正 前 の 額
	歳 入	△93,234	101,172
	歳 出		
	計		7,938

(号 外-24)

1 沿岸漁業改善資 金		△93,234	101,172	7,938
1 沿岸漁業改善 資金		△93,234	101,172	7,938
歳 出	合 計	△93,234	101,172	7,938
平成26年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)				
平成26年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定 めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ630,357千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ4,228,685千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)				
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	△700,956	4,857,946	4,156,990
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△65	1,095	1,030
3 繰 越 金	1 繰 越 金	70,664	1	70,665
歳 入	合 計	△630,357	4,859,042	4,228,685
歳 出	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 当せん金付証券 発売事業費	1 発 売 諸 費	△630,357	4,859,042	4,228,685
2 繰 出 金	2 繰 出 金	△65	1,095	1,030
歳 出	合 計	△630,357	4,859,042	4,228,685
平成26年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)				
平成26年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ る。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ269,292千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ4,200,318千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)				
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	△103,933	3,931,025	3,827,092
2 繰 越 金	1 繰 越 金	373,225	1	373,226
歳 入	合 計	269,292	3,931,026	4,200,318
歳 出	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 出 金	1 繰 出 金	269,292	3,931,026	4,200,318
歳 出	合 計	269,292	3,931,026	4,200,318
平成26年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)				
平成26年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ による。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63,705千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ327,923千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)				
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	45,623	264,217	309,840
2 財 産 売 却 収 入	2 財 産 売 却 収 入	△1,026	2,421	1,395
歳 入	合 計	46,649	261,796	308,445
歳 出	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 越 金	1 繰 越 金	18,082	1	18,083
歳 出	合 計	18,082	1	18,083

平成27年3月31日 火曜日

報 告 書

歳 入	合 計	63,705	264,218	327,923
歳 出				
1 土地取得事業費				
1 土地取得基金管理費	63,705	264,218	327,923	
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。	△998	1,028	30	
3 産業団地管理費	36,482	256,729	293,211	
4 分譲宅地管理費	28,221	6,461	34,682	
合 計	63,705	264,218	327,923	

平成26年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ326,798千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,440,059千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正	(単位 千円)	補 正 額	補正前の額	計
歳 入				
1 分担金及び負担金		△113,041	916,087	803,046
2 国庫支出金		△171,099	414,500	243,401
3 繰 入 金		△171,099	414,500	243,401
4 諸 収 入		△640	183,459	182,819
		△138	811	673

2 雑 入	811	673
5 県 債	△41,900	210,100
8 使用料及び手数料	△41,900	210,100
1 使用料	20	20
合 計	△326,798	1,440,059
歳 入		
合 計	1,766,857	1,440,059
歳 出		
合 計	△326,798	1,440,059
1 流域下水道事業費		
1 流域下水道費	△326,798	1,440,059
合 計	△326,798	1,440,059

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金 額
/ 流域下水道事業費	/ 流域下水道費	流域下水道整備事業費		241,095
合 計				241,095

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	償還の方法
流域下水道事業	252,000	証書借入 元金均等 償還方法 は元金均 等半年以 内である ことによ る。	210,100	証書借入 元金均等 償還方法 は元金均 等半年以 内である ことによ る。		元金均等 償還方法 は元金均 等半年以 内である ことによ る。
		利率は年 間8.0% 以内とし 、借入に ついでに 償還する ことによ る。		利率は年 間8.0% 以内とし 、借入に ついでに 償還する ことによ る。		利率は年 間8.0% 以内とし 、借入に ついでに 償還する ことによ る。

平成26年度公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成26年度山口県の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,299,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳	款	入	出	入	出	補正額	補正前の額	計
1 繰	入金	1 繰	1 繰	91,331	114,945,319	115,036,650	127,299,650	115,036,650
		1 他会計繰入金	1 他会計繰入金	91,331	114,945,319	115,036,650	127,299,650	115,036,650
歳	入	合	計	91,331	127,208,319	127,299,650	127,208,319	127,299,650
		合	計	91,331	127,208,319	127,299,650	127,208,319	127,299,650

平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ35,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,406,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳	入	出	入	出	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	1 使用料	1 使用料	△36,250	1,345,544	1,309,294	1,309,294
		2 寄付金	1 寄付金	184,849	571,025	755,874	755,874
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	184,849	571,025	755,874	755,874
		4 諸収入	1 雑収入	25,506	1	25,507	25,507
5 県債	1 雑収入	1 雑収入	1 雑収入	12,428	94,228	106,656	106,656
		5 県債	1 県債	△457,800	1,431,800	974,000	974,000
6 財産収入	1 財産売却収入	1 財産売却収入	1 財産売却収入	△457,800	1,431,800	974,000	974,000
		6 財産収入	1 財産売却収入	235,360	0	235,360	235,360
歳	入	合	計	235,360	0	235,360	235,360
		合	計	235,360	0	235,360	235,360
歳	出	1 港	1 港	△35,907	3,442,598	3,406,691	3,406,691
		1 港	1 港	△35,907	3,442,598	3,406,691	3,406,691
第2表	繰越明許費	合	計	△35,907	3,442,598	3,406,691	3,406,691
		合	計	△35,907	3,442,598	3,406,691	3,406,691

（単位 千円）

款	項	事	項	補正前	補正後
/ 港湾整備事業費	/ 港湾	費	港湾整備費	4,700	317,500
				補正額	3,406,691

第3表 地方債補正（単位 千円）

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
港湾整備事業	1,431,800	証書債 又はは 証券発 行又はは 年内 ただし、 元利均等 半年賦又 は元金均	974,000	証書債 又はは 証券発 行又はは 年内 ただし、 元利均等 半年賦又 は元金均

行	利率見直し等半年賦し借り入れ特別の借入先と協定条件において見直し後の見直し利率による。	行	利率見直し等半年賦し借り入れ特別の借入先と協定条件において見直し後の見直し利率による。
---	---	---	---

平成26年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号)

平成26年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23,719千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,442,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

歳 出

1分担金及び負担金

2諸 収 入

3県 債

歳 入

歳 出

合 計

1県 債

1貸付金元利収 入

1県 債

合 計

(単位 千円)

款 項	補 正 額	補正前の額	計
1分担金及び負担金	△2,284	562,809	560,525
2諸 収 入	△2,284	562,809	560,525
3県 債	△2,235	528,540	526,305
歳 入	△2,235	528,540	526,305
歳 出	△19,200	1,374,500	1,355,300
合 計	△23,719	2,465,849	2,442,130

款 項

1 県立病院機構費

歳 出 合 計

第2表 繰越明許費

款 項

款 項	事 業	補正前の額	計
1 県立病院機構費	県立病院機構整備貸付金	2,465,849	2,442,130
合 計		2,465,849	2,442,130

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
県立病院機構貸付金	1,374,500	元利均等半年賦又は元金均等半年賦の借入先と協定条件による。 利率は、当該見直し後の見直し利率による。	1,355,300	元利均等半年賦又は元金均等半年賦の借入先と協定条件による。 利率は、当該見直し後の見直し利率による。

平成26年度就農支援資金特別会計補正予算 (第1号)

平成26年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ69,053千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△16,112	16,949	837
3 繰越金	1 繰越金	△22,441	72,651	837
4 諸収入	1 繰越金	△22,441	72,651	50,210
	1 貸付金元利収入	1,000	32,832	33,832
	2 雑収入	1,002	32,796	33,798
5 県債	1 県債	△31,500	31,500	34
	合計	△31,500	31,500	0
歳入	合計	△69,053	153,932	84,879
歳出	合計	△69,053	153,932	84,879
1 就農支援資金	1 就農支援資金	△69,053	153,932	84,879
2 表 地方債補正	合計	△69,053	153,932	84,879

(単位 千円)

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
就農支援資金	31,500	政府予無利息による。	国の定めた方法による。	0	政府予無利息による。	国の定めた方法による。	国の定めた方法による。	

平成26年度電気事業会計補正予算 (第2号)

(総則)

第1条 平成26年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第2号) は、次に定めるところ

による。

(業務の子定量)

第2条 平成26年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「179,910,000KWH」を「161,415,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	第1項 営業収益	△41,897千円	1,735,449千円	1,693,552千円
	第2項 附帯事業収益	△36,401千円	1,680,915千円	1,644,514千円
	第3項 財務収益	△4,371千円	12,045千円	7,674千円
	第4項 事業外収益	175千円	2,496千円	2,671千円
合計	△1,300千円	15,730千円	14,430千円	

(資本的収入及び支出)

第2条 電気事業費用
 第1項 営業費用 △60,075千円 1,596,704千円 1,536,629千円
 第2項 附帯事業費用 △72,966千円 1,438,990千円 1,366,024千円
 第4項 事業外費用 △2,006千円 8,852千円 6,846千円
 合計 14,897千円 80,303千円 95,200千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	第3項 資本剰余金	12,972千円	1,621,680千円	1,634,652千円
	第5項 雑収入	262千円	917千円	1,179千円
	合計	12,710千円	20,762千円	33,472千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	第1項 建設費	△177,172千円	454,538千円	277,366千円
	第2項 改良費	△32,000千円	140,000千円	8,000千円
	合計	△45,172千円	127,103千円	81,931千円
	第5条 予算第8条中「職員給与費492,397千円」を「職員給与費488,920千円」に改める。			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

平成26年度工業用水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成26年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「578,652,750㎡」を「580,507,850㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	計
第1款	工業用水道事業収益	214,961千円	24,487,226千円	24,702,187千円
第1項	営業収益	185,290千円	6,377,609千円	6,562,839千円
第2項	営業外収益	29,733千円	542,271千円	572,004千円
第4項	事業外収益	△2千円	2千円	0千円
科	目	収入	支出	計
第2款	工業用水道事業費用	△254,585千円	52,307,969千円	52,053,384千円
第1項	営業費用	△262,263千円	5,574,618千円	5,312,355千円
第2項	営業外費用	7,856千円	701,772千円	709,628千円
第4項	事業外費用	△178千円	178千円	0千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,905,783千円は、過年度分損益勘定留保資金2,739,557千円及び当年度資本的収支調整額166,226千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,829,980千円は、過年度分損益勘定留保資金1,288,261千円、減積立金1,406,385千円及び当年度資本的収支調整額135,334千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△454,012千円	1,305,201千円	851,189千円
第1項	企業債	△450,000千円	1,200,000千円	750,000千円
第4項	資本剰余金	1,233千円	33,824千円	35,057千円
第5項	固定資産収入	4,133千円	1千円	4,134千円

第6項 雑収入 支 出 計

第4款	資本的支出	△529,815千円	4,210,984千円	3,681,169千円
第1項	建設費	△2,569千円	99,000千円	96,431千円
第2項	改良費	△531,498千円	2,215,543千円	1,684,045千円
第4項	償還金	4,252千円	1,886,440千円	1,890,692千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	50,000千円	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する	30,000千円	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する
周南工業用水道改良資金	270,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する	80,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する
富田夜市川工業用水道改良資金	120,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する	80,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する
厚東川工業用水道改良資金	470,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する	310,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する
厚狭川工業用水道改良資金	210,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する	200,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する
木屋川工業用水道改良資金	80,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する	50,000	年8.0%以内 たただしは元金均等償還する

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費710,763千円」を「職員給与費705,297千円」に改める。

平成二十七年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事庁